

新築賃貸自社施工物件の交付申請に係る宣誓書

グリーン住宅支援事業者として登録を受けた者(以下「住宅支援事業者」という。)は、自ら建築主として、賃貸に供する目的で建築する新築賃貸住宅(以下「本住宅」という。)について、子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金(以下「本補助金」という。)の交付申請(以下「本交付申請」という。)を行うにあたり、この宣誓書(以下「本宣誓書」という。)に定めるすべての事項について、確認し、同意することを宣誓します。

第 1 条(確認事項)

- 以下①～④について全て該当することを確認します。
- ① 本補助金の交付規程及び手引き等(以下「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致すること。
 - ② 本住宅について、補助対象が重複していない場合を除き、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む国費が充当された他の補助金の交付を受けていないこと。
 - ③ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしないうこと。
 - ④ 住宅支援事業者は、本補助金の交付決定を受けた本住宅が、本補助金のホームページ上において「子育てグリーン【賃貸】住宅」として公表されることを確認し、一般消費者から本住宅についての問い合わせがあった場合には適切に当該問い合わせに応じること。なお、所定の要件を満たす入居者募集について住宅支援事業者が住宅支援事業者以外の第三者に委託する場合も本項に定める全ての責任は住宅支援事業者が負うものとする。

第 2 条(本交付申請の交付)

- 国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局(以下「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)は、住宅支援事業者の提出する本交付申請について本補助金の交付決定(以下「本交付決定」という。)を行った後、以下の i 又は ii のいずれか早い日に、住宅支援事業者が指定した口座に振込むことで本補助金を交付することを予定しており、住宅支援事業者は、その旨を確認する。
- (i)令和 7 年度末
 - (ii)住宅支援事業者の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日

第 3 条(本交付決定の取り消し)

本交付申請について、交付決定を受けた後であっても、本宣誓書に定める事項への違反が確認された場合、補助対象要件を満たすことの完了報告が正しく提出されなかった場合、又は、補助金の受領期日又は令和 8 年 3 月 31 日までに事務局等の責によらない事由により、事務局等が住宅支援事業者に本補助金を交付することができない場合は、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とできること、及び、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする場合であって、既に補助金が交付済みである場合には、住宅支援事業者は、本補助金の交付規程の定めに従い、本補助金を返還しなければならないことを確認する。

第 4 条(留意事項)

- 本交付申請にあたり、以下①～⑤について、全て確認し、了解する。
- ① 事務局等が第 1 条②に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について住宅支援事業者が提出した本交付申請の情報を提供する場合があること。
 - ② 事務局等が第 1 条③に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者(住宅支援事業者、住宅支援事業者の取引先、本住宅の管理会社並びに入居者等)に対して、本交付申請の情報を提供し、調査(本住宅への現地確認を含む。)を行うことがあり、住宅支援事業者はこれに協力しなければならないこと。
 - ③ 住宅支援事業者は、補助事業の完了から本事務局等が交付規程等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。)
 - ④ 本宣誓書に定める事項に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
 - ⑤ 住宅支援事業者から本事務局に提出した第三者の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2025 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。住宅支援事業者が、第三者の個人情報を本事務局に提供するに当たっては、当該第三者からその旨、並びに提出された個人情報は前記(i)及び(i i)のプライバシーポリシーに従って利用、保存及び管理されることについて、同意を取得すること。
 - (i)<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/privacy/>
 - (ii)<https://kosodate-green.mlit.go.jp/privacy/>

令和 7 年 6 月制定

住宅支援事業者は、以下の情報すべてを記入し、記名押印のうえ、1 部を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。
(記入・☑漏れがある場合、受理されません。)

本住宅の情報

住宅の所在地	〒		
※「建物名」「部屋番号」はない場合記入不要(戸建住宅等)			
	建物名	部屋番号	
住宅の省エネ性能と補助金額	☐ GX 志向型住宅：補助金額 160 万円(古家の建替による加算なし) ☐ 長期優良住宅：補助金額 80 万円*1(古家の建替が伴う場合 20 万円を加算*2) ☐ ZEH 水準住宅：補助金額 40 万円*1(古家の建替が伴う場合 20 万円を加算*2) *1：補助対象は要件を満たす賃貸住戸の 50%であるため、事務の合理化の便宜上、申請手続きにおいて補助金額を算定する際には、長期優良住宅の場合 40 万円／戸、ZEH 水準住宅の場合 20 万円／戸として計算いたします。 *2：建替の前後において、対象の建物が共同住宅である場合には、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算された補助金額の交付を受けることができます。		

住宅支援事業者*3

署名日	令和 年 月 日
住所	〒
事業者名	
代表者氏名	社印*4

*3：本宣誓書に記名する住宅支援事業者の代表者は、必ずしも住宅支援事業者の代表取締役である必要はありません。

*4：法人の場合は社印又は代表者印、個人事業主の場合は実印を押印してください。